

クライアントアラート 2026年1月19日

英国、PACCAR 判決を覆す方針及び第三者訴訟資金提供規制の導入

矢倉信介 | 齊藤理木

英国政府は、確実性と競争力の回復を目的として、PACCAR 事件の英国最高裁判所判決（以下、「PACCAR 判決」という）を覆すための対応と、第三者訴訟資金提供（Third-Party Litigation Funding）に関する規制導入の方針を発表しました。この度の改革は、不確実性に直面してきたファンダー及び資金提供を受ける請求者に安心感を与えるとともに、ロンドンが紛争解決のグローバル・ハブとしての地位を維持・強化することを狙いとしています。本稿では、PACCAR 判決からのこれまでの経緯と、英国政府方針についてイングランド及びウェールズにおける仲裁の今後への影響について解説します。

背景：PACCAR 判決とその影響

2023年7月、英国最高裁判所は、PACCAR 判決において、競争審判所（Competition Appeal Tribunal、以下「CAT」という）及び合議法廷（Divisional Court）の判断を覆すという画期的な判決を下しました¹。具体的には、PACCAR 判決の当事者である UK Trucks Claim Limited (UKTC) 及び Road Haulage Association Limited (RHA) が用いたものを含む第三者訴訟資金提供契約（以下、「LFA」という）は、1990 年裁判所及び法律サービス法（Courts and Legal Services Act 1990、以下、「法」という）第 58AA 条第 3 項にいう損害賠償運動報酬契約（Damages-Based Agreements、以下、「DBA」という）に該当すると判断しました²。

本判決の争点は、LFA が DBA にも該当するのかという、やや難解な論点でありました。仮に該当するとすれば、LFA は執行可能性を確保するための要件を充足しなければなりません。通常、LFA とは、第三者ファンダーが申立てに要する費用を負担し、事件が成功した場合に回収額の一部を受け取る仕組みであり、ファンダーは法律業務を提供しません。これに対し DBA は、成功報酬型の報酬体系（contingency fee arrangement）の一種であり、一般に、請求者及び訴訟サービス又はクレームマネジメント・サービス（claims management service）を提供する個人ないし法人との間で、代理人報酬が回収した損害賠償金の一定割合となる契約を指します。法第 58AA 条の下で、DBA は厳格に規制されており、執行可能性を確保するには所定の法定要件を満たす必要があります。最高裁判所は、LFA がクレームマネジメント・サービスの提供に該当し得るとして、DBA 規制の対象となると判断しました（詳細は、弊所クライアントアラート [Upheaval in the Litigation Funding Industry: UK Supreme Court Rules that many Litigation Funding Agreements are Unenforceable](#) をご参照ください）。

最高裁判所の判断の影響は広範に及び、訴訟ファンディング業界に深刻な影響を与えかねないものとなりました。最高裁判所は、PACCAR 事件におけるファンダーが「クレームマネジメント・サービス」を提供していると認定し、LFA に基づくファンダー報酬が、請求の回収額の一定割合を基準として算定される場合に該当するとされたため、これに伴い、当該 LFA は法第 58AA 条第 3 項に基づく必然的に DBA に該当し、DBA 規則に適合しない限り、執行不能となりました³。ただ一方で、ファンダー報酬が投下費用の倍率として設計されている場合は、一般に DBA 規則の枠外となりますので、PACCAR 判決により大きな不確実性が生み出され、多くの既存 LFA について DBA 規則を満たしていない場合には無効となり得るとの状況が生じました。

¹ R (PACCAR Inc 他の申立て) v. 競争審判所 [2023] UKSC 28.

² 詳細は弊所クライアントアラート「[Upheaval in the Litigation Funding Industry: UK Supreme Court Rules that many Litigation Funding Agreements are Unenforceable](#)」を参照。

³ 法第 53AA 条第 3 項によれば、DBA とは「弁護活動サービス（advocacy services）、訴訟サービス（litigation services）又はクレームマネジメント・サービスを提供する者と、当該サービスの受領者との間の合意であって、(i) 受領者が、当該サービスが提供される事項に関連して特定の経済的利益を得た場合に、受領者がサービス提供者に支払いを行うこと、(ii) 当該支払額が、得られた経済的利益の額を参照して決定されること、を定めるもの」（原文より）とされています。

PACCAR 判決を受け、ファンダー及び請求者は、訴訟資金提供契約に対する異議申立てを回避できるための契約の再交渉や資金提供スキームの再構築を急ぎました。同時に、ファンディング業界の有力者は、この不確実性が複雑紛争のフォーラムとしてのロンドンへの信頼を損ねていると警鐘を鳴らしました。例えば、バーフォード・キャピタル CEO のボガート氏は、PACCAR 判決が「ロンドン市場に問題を生じさせている」と述べ、同判決の萎縮効果によりファンダーが「英國に投下する資本を減らしている」と指摘しました。さらに同氏は、「残念ながら、続く不確実性と政府の沈黙により、紛争解決活動の一部をロンドンから移すことを開始した」と述べています。

前政権の対応及び民事司法評議会によるレビュー

PACCAR 判決は、前政権の保守党政権の末期に下されたところ、前政権の対応は大きく 2 つありました。第一に、立法対応が挙げられ、2024 年訴訟資金提供契約（執行可能性）法案（*Litigation Funding Agreements (Enforceability) Bill 2024*）が提出されたことにより、PACCAR 判決を覆すことが企図されました⁴。本法案は、(i) LFA である場合又はその限度で、当該契約は DBA ではないことを明示し、(ii) LFA を法第 58AA 条の適用範囲から除外することで、PACCAR 事件以前の状況へ戻すことを目指していました。特に、本法案は遡及適用を意図しており、「常に効力を有していたものとして取り扱われる（「*is to be treated as always having had effect*」）」旨の条項が含まれていました⁵。しかし、本法案は、2024 年総選挙が実施される前に議会で成立に至らず、政権交代後に廃案扱いとなりました。

第二に、前政権は、民事司法評議会（Civil Justice Council、以下、「CJC」という）に対し、訴訟ファンディング及び PACCAR 判決の影響について検討することを委託しました。CJC は、2025 年 6 月付の最終報告書において、(i) 訴訟ファンディングは DBA の一形態ではないことを明確化する立法、(ii) 訴訟ファンディングに関する正式、独立及び「緩やかな」（light-touch）規制スキームの導入、(iii) LFA 及び資金提供実務の規制、及び (iv) 仲裁のための訴訟ファンディングは正式規制の対象外にとどめ、仲裁機関（及び当事者）による監督に委ねること、などを提言しました。以上の提言が、今回の提案の土台となっています⁶。

現政権による PACCAR 判決の覆しに関する立場

2025 年 12 月 17 日、現政権の労働党政権は方針を公表し、サックマン司法大臣は、政府が「PACCAR 事件における 2023 年最高裁判所判決の影響を緩和し、LFA の相当（proportionate）な規制を実施するための行動を取る意向である」と述べました。また大臣は、政府が CJC の「主要の二提言を受け入れる意図」であること、すなわち (i) 「LFA は DBA ではないことを、将来効をもって明確化する立法」と、(ii) 「LFA の相当な規制の導入」を進める意向を確認しました。さらに、大臣は「第三者訴訟資金提供は、司法アクセスの確保において重要な役割を果たしている」と強調し、PACCAR 判決が「LFA の有効性や適用される規制レジームに関する重大な不確実性を導入した」と述べました。大臣は、この不確実性が「相当数の請求者が司法にアクセスすることを妨げ得る」だけでなく、「イングランド及びウェールズが、いずれも経済的に大きな利益をもたらす商事訴訟及び仲裁のグローバル・ハブとしての競争力を損ない得る」と警告しています⁷。

政府の発表は、2 つの主要改革を提案しています。

- LFA が DBA ではないことの明確化（PACCAR 判決の覆し）**：今後、LFA を DBA の適用範囲から明確に除外するよう法改正が行われます。これにより、ファンダー及び請求者は、DBA 規制への適合を懸念することなく、LFA を利用して事件を資金調達できることが確認され、確実性が回復されます。また、法改正により、訴訟資金提供は成功報酬型契約とは別物であり、同一の制約下に置かれないという、PACCAR 事件以前の理解が再確立される見込みです。
- 訴訟資金提供の「相当（proportionate）な規制」の導入**：従来、イングランド及びウェールズの訴訟資金提供業界は、主として訴訟ファンダー協会（Association of Litigation Funders）の行動規範による任意の自主規制により運用されてきました。自主規制が十分かどうかについては、条件の厳格さ、透明性、利益相反といった懸念を理由に疑問が呈されてきました⁸。政府は、市場における透明性と

⁴ [Litigation Funding Agreements \(Enforceability\) Bill \[HL\] - Parliamentary Bills - UK Parliament](#) (法案原文)

⁵ [Litigation funding agreements bill published](#)

⁶ CJC 最終報告書（「[Review of Litigation Funding – CJC Final Report](#)」）

⁷ [Written statements - Written questions, answers and statements - UK Parliament](#)

⁸ [Code of conduct for Litigation Funders, January 2018.](#)

公正性の向上を目的として、LFA に対する緩やかな規制枠組みを構築する方針です。現時点では詳細は公表されていませんが、改革によりファンダー及び資金提供契約について最低限の基準が設定される見込みです。請求者は、より明確な開示と保護の恩恵を受けることが想定されます。大臣が「相当（proportionate）」を強調している点は、正当な資金提供活動を萎縮させることなく濫用的な活動に對処するアプローチを示唆しています。

大臣は、法案提出の想定時期は「議会日程が許すとき」になると述べました。そのため、当面の間は PACCAR 判決による不確実性は残存し、PACCAR 判決を踏まえた派生的な争訟を助長することが見込まれます。

司法による暫定的な明確化及び市場対応

現時点では、裁判所及び市場参加者は、リスク管理のための暫定措置を講じています。ファンダーは、既存の取引条件を能動的に見直し、例えば、損害賠償額の割合ではなく投資額の倍率を請求する等、報酬構造を変更して異議申立てを回避しようとしています。

裁判所もまた、根拠が薄弱である LFA への異議申立てを許さない姿勢を示しています。例えば、CAT における 4 件の別個の集団手続で、被告企業は、PACCAR 判決後に改訂された LFA がなお DBA であると主張しました⁹。しかし、CAT はいずれの手続きにおいて、改訂 LFA は DBA ではなく執行可能であるとして、当該主張を退けました。2025 年 7 月、控訴院は、これらの判断に対する被告側の控訴を全会一致で棄却し、改訂 LFA の有効性を確認しました。

判決を言い渡したフロー卿は、「（回収額ではなく）資金提供額にファンダーのリターンを連動させる LFA であっても、請求回収額を参考する明示又は默示の上限がある以上 DBA である」という控訴人側の主張は、「不合理な結果」を導くと述べました。また、フロー卿は、当該主張は、第三者資金提供を「DBA 規則に適合できる場合を除き、実質的に不可能にしてしまう」と評価しました¹⁰。控訴院はその判断において、ファンダーが投下費用の倍率を受け取る権利を与える LFA は DBA ではなく、最終的に回収額で上限が設定され得るとしても、それだけで DBA に転化しないことを認めました。フロー卿は、「ファンダーが回収できる倍率が、回収された損害賠償額に応じて、又は、CAT の裁量により調整され得るとしても、一次的な契約上の権利、すなわち投下額の倍率を受け取る権利の性質を変えるものではない」と強調しました。

控訴院はまた、損害賠償額の「割合」に基づいて算定される代替的な報酬メカニズム（ただし「法律上執行可能または許容される限度」に限る）を含む別の改訂 LFA にも言及しました¹¹。控訴院は、当該代替的な「割合条項」は「契約上の効力を有しない」にすぎず、「割合条項が執行不能な DBA である」という主張はもちろん、（仮に分離が不可能だったとしても）割合条項の存在によって LFA 全体が執行不能な DBA となるという主張は成り立たない」と明確に述べました。

本判断についてコメントしたボガート氏は、「控訴院の判断は、PACCAR 判決の影響を限定し、英国において少なくとも一定の訴訟資金提供を利用可能とする点で重要であるだけでなく、英国の裁判所における資本活用を可能にするために必要な経済条件の類型について、徹底した分析と受容を示した点でも重要である」と述べました¹²。なお、最高裁判所は、控訴院判決に対する上訴許可申立てについて「争うべき法的論点がない」として却下しています¹³。

⁹ Neil 訴訟（1527/7/7/22 Alex Neill Class Representative Limited v Sony Interactive Entertainment Europe Limited; Sony Interactive Entertainment Network Europe Limited; and Sony Interactive Entertainment UK Limited | Competition Appeal Tribunal）、CICC 訴訟（1441/7/7/22 Commercial and Interregional Card Claims I Limited (“CICC I”) v Mastercard Incorporated & Others | Competition Appeal Tribunal）、Kent 訴訟（1403/7/7/21 Dr. Rachael Kent v Apple Inc. and Apple Distribution International Ltd | Competition Appeal Tribunal）、及び、Gutmann 訴訟（1468/7/7/22 Mr Justin Gutmann v Apple Inc., Apple Distribution International Limited, and Apple Retail UK Limited | Competition Appeal Tribunal）参照。

¹⁰ Sony Limited v. Alex Neill Class Rep. Ltd. (2025) EWCA Civ. 841

¹¹ CICC オプトイン LFA 及び Neil LFA

¹² UK appeal court rejects post-PACCAR challenge to funding agreements- Global Arbitration Review.

¹³ 最高裁判所による上訴許可申立ての却下は、CICC 訴訟及び Gutmann 訴訟の双方に関するものです。

現政権による提案立法は将来効のみ（前政権の提案のように遡及適用しない）と見込まれるため、裁判所は既存 LFA に対する PACCAR 判決関連の異議申立てに引き続き直面する可能性がありますが、裁判所はそのような申立てを厳格に審査する姿勢を示しています。

仲裁分野への影響

政府による介入は、国内訴訟上の懸念にとどまらず、英国が紛争解決のグローバル・ハブとしての評判を維持する必要性にも動機づけられています。ロンドンは国際仲裁の主要地であり、第三者資金提供は、特に大規模商事案件や投資家対国家案件において一般的に使用されています。PACCAR 判決は仲裁コミュニティにおいても懸念を生じさせており、例えば、2025 年にボガート氏は、PACCAR 判決が生んだ不確実性により、バーフォード・キャピタルは新規仲裁のデフォルトの仲裁地としてロンドンを選ばなくなったと明かしました¹⁴。同社の見解が他社にも広がっているかは必ずしも明らかではありませんが、政府が確実性をもたらし、LFA への異議申立てを抑える方向に動いたことは、ロンドン仲裁地とする仲裁において第三者資金提供が引き続き有効であることを利用者に安心させるものとなります。

終わりに

英国政府による PACCAR 判決への明確な対応は歓迎すべき前進であると考えられます。政府が、PACCAR 判決の解釈を覆し、相当な規制を導入することにコミットすることで、目下の市場不確実性と、第三者資金提供スキームに必要な中長期的な明確性と信頼の双方に対処していることがうかがえます。すなわち、DBA レジームの外で LFA の執行可能性を回復しつつ、規制枠組みを整備するという二本立てのアプローチは、請求者、ファンダー、そして法曹コミュニティ全体に必要な安定性をもたらすことが見込まれます。同時に、「緩やかな」規制というコミットメントは、訴訟資金提供市場の参加者を保護しつつ、イノベーションを妨げたり、責任ある資金提供 (**responsible funding**) を萎縮させたりしないという適切なバランスを目指すものです。もっとも、新法の導入時期や具体的な適用範囲、そして係属中の LFA への影響については未解決の論点が残りますが、政府の明確な方向性は、解決策が提示される見込みであることを示しています。

(本稿は、弊所のロバート・ウィール、イブラヒム・ハルーン及びモナ・ライトが執筆した同内容のクライアントアラートを和訳の上調整しております (原文はこちら : [UK moves to reverse PACCAR decision and regulate third-party litigation funding | White & Case LLP](#)))。

ホワイト&ケース法律事務所
ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所
(外国法共同事業)
〒100-0005
東京都千代田区丸の内 1-8-3
丸の内トラストタワー本館 26 階
T +81 3 6384 3300

本稿において、ホワイト&ケースとは、ニューヨーク州で登録されたリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップである White & Case LLP、英国法に基づくリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップである White & Case LLP その他の関連パートナーシップ、会社及び団体からなる国際的な法律事務所を意味します。

本稿は、当事務所のクライアントまたはその他の関係者を対象に一般的な情報を提供するために作成されたものであり、本稿の性質上、包括的な助言を提供するものではなく、またそれを意図したものではありません。本稿は、一般的な内容を述べたものであって、法的助言を提供するものではありません。

© 2026 White & Case LLP

¹⁴ [Burford Capital moves arbitration cases due to PACCAR decision | Law.com International posted on the topic | LinkedIn](#)